

橋本市民の方が定期予防接種（インフルエンザ（10/1～1/31）・
新型コロナウイルス感染症（10/1～3/31）・高齢者用肺炎球菌）
を県外で接種する場合の流れ

1. まず、接種の前にご本人（又はご家族・施設職員様）から「予防接種依頼申請書」を橋本市いきいき健康課へ提出していただきます。（電子申請も可能です）

※申請者の連絡先（ご家族様携帯・施設等）の記入をお願いします。

2. 「予防接種依頼書」を申請者様に送付しますので、接種する医療機関へお渡してください。

※橋本市の予診票も同封しますので、そちらをお使いください。

※医療機関への予約はご自身でお願いします。

※事務手続きの都合上、2週間ほどかかりますので余裕を持ってご申請ください。

3. 接種費用は一旦、全額自己負担でお支払いください。

4. 接種後は、

- 領収書（どの注射を受けたか分かるもの）
- 予診票写し
- 「予防接種費助成金交付申請書兼還付請求書」
- 還付金を振り込む口座情報の写し（ご本人様名義のもの）

以上を揃えて下記へ提出してください。

※提出期限は接種された年度の3月31日です。

5. 約 1 か月後、自己負担金を除いた金額分（還付金額）をご本人様名義の口座へ振り込みいたします。

※インフルエンザの自己負担金額は 1,500 円、還付金額の上限は 3,550 円です。

※新型コロナウイルス感染症の自己負担金額は 3,000 円、還付金額の上限は 12,340 円です。

※高齢者肺炎球菌の自己負担金額は 3,000 円、還付金額の上限は 5,660 円です。

648-8585 橋本市東家 1-1-1

橋本市健康福祉部いきいき健康課

保健予防係 0736-33-6111（直通）